



愛 媛 県 報

発 行 愛 媛 県

平成27年 6 月30日火曜日 第2685号外 1

◇ 目 次 ◇
条 例

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例.....（財政課）..... 1

条 例

○愛媛県条例第35号

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例を次のように公布する。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

愛媛県議会議員の議員報酬月額、県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例（昭和23年愛媛県条例第30号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の5に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同項に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、平成28年 3 月31日限り、その効力を失う。